

## ケアプランめぐり 重要事項説明書

利用者名

様

### 1 事業者（法人）の概要

法人種別・名称	株式会社 のぞみ総合プラン
代表者	代表取締役 八幡 博宣
所在地	福岡県北九州市若松区畠田三丁目 749番1
電話番号	093-701-0919
FAX番号	093-701-0929
他の主な事業	デイサービス事業、ホームヘルパー事業。

### 2 居護支援事業所の概要

#### (1) 事業所の所在地

事業所名	ケアプランめぐり
所在地	福岡県北九州市若松区畠田三丁目 749番1
管理者の氏名	浅野 一男
介護支援専門員	浅野 一男
電話番号	093-701-0919
FAX番号	093-701-0929
サービスの種類	居宅介護支援事業
事業所の指定番号	4070202363
サービス提供地域	北九州市、遠賀郡、鞍手郡鞍手町、中間市、直方市。

#### (2) 事業所の職員配置状況

職種	常勤	業務内容
管理者	1名	管理者及び介護支援専門員の業務
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員の業務

#### (3) サービス提供の時間帯

営業日	平日・祝日 8時30分～17時30分
営業時間	(但し、電話等により、24時間常時連絡が可能)
営業しない日	土曜日、日曜日、お盆(8月13～15日)、年末年始(12月30～1月3日)。

### 3 事業の目的と運営方針等

#### (1) 事業の目的

「ケアプランめぐり」が開設する指定居宅支援事業所（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

#### (2) 運営方針

- イ 事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるように、北九州市、遠賀郡、鞍手郡鞍手町、中間市、直方市及び近郊の居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行い、日常生活を営むために必要な援助を行うものとする。
- ロ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- ハ 事業所の介護支援専門員その他事業員は、業務上知り得た個人の秘密に対し、いかなる人にも漏らすこと

となく守秘義務を負うものとする。また、退職後や契約終了後もその義務は存在する。

二 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ること。

ホ 利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来る事。

#### 4 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成
- (4) 要介護者等の苦情処理

#### 5 市町村への届出

この居宅支援サービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。  
具体的な手続きは、担当の介護支援専門員にご相談ください。

#### 6 利用者負担金

##### (1) 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。  
ただし、保険料の滞納等があり、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月に付き要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。  
このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと全額払戻をうけられます。

##### (2) 交通費

通常のサービス提供地域以外の利用者の依頼があったときは、指定居宅介護支援を行うに場合に要した交通費の実費を徴収します。

- ・事業実施地域から片道 10 km未満 0円
- ・事業実施地域から片道 10 km以上 300円（往復）

##### (3) 領収書の発行

事業所は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

#### 7 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。ご相談ください。

#### 8 事故発生時の対応

##### (1) 事故が発生した場合

当事業所の責任で事故が発生した場合には、窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。

##### (2) 賠償責任

サービスの提供にともなって、当事業所の責任によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。ただし、支援事業所に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

#### 9 緊急時の対応

事業者は、現に居宅介護支援（ケアマネジメント）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 10 苦情・ハラスメント処理

(1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。
- (4) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

#### 1.1 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

#### 1.2 衛生管理

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

#### 1.3 利用者へのお願い

- (1) 支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者のプライバシーに関する重要書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。
- (2) 介護支援専門員への金銭や金券・物品の授受は固くお断りしております。
- (3) 介護支援専門員は、相談・連絡・調整・プラン作成等のケアマネジメント以外の業務（介護や生活支援、介護支援専門員の移動車への同乗など）は出来かねますので、ご了承願います。

#### 1.4 相談窓口・苦情対応

- (1) サービス対応に関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

〈当事業所ご利用相談〉

窓口担当者	浅野 一男
所在地	福岡県北九州市若松区畠田三丁目749番1
電話番号	093-701-0919
FAX番号	093-701-0929
ご利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
ご利用方法	電話、面談

\*当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している

各サービスについてのご相談・苦情を承ります。  
担当介護支援専門員又は管理者までお申し出下さい。  
又、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

- (2) 公的機関に於いても、下記機関にて苦情申し出ができます。

北九州市

北九州市若松区役所 保健福祉課介護保険担当	北九州市若松区浜町1丁目1番1号 電話：093-761-4046
--------------------------	-------------------------------------

北九州市戸畠区役所 保健福祉課介護保険担当	北九州市戸畠区千防1丁目1番1号 電話：093-871-4527
北九州市八幡西区役所 保健福祉課介護保険担当	北九州市八幡西区黒崎3丁目15番3号 電話：093-642-1446
北九州市八幡東区役所 保健福祉課介護保険係	北九州市八幡東区中央1丁目1番1号 電話：093-671-6885
北九州市小倉北区役所 保健福祉課介護保険係	北九州市小倉北区大手町1番1号 電話：093-582-3433
北九州市小倉南区役所 保健福祉課介護保険係	北九州市小倉南区若園5丁目1番2号 電話：093-951-4127
北九州市門司区役所 保健福祉課介護保険係	北九州市門司区清滝1丁目1番1号 電話：093-331-1894
福岡県介護保険広域連合 介護保険担当 遠賀支部 遠賀町役場 福祉課	遠賀郡遠賀町大字今古賀513 電話：093-291-5266
福岡県介護保険広域連合 介護保険担当 遠賀支部 水巻町役場 福祉課	遠賀郡水巻町頃末1-1-1 電話：093-201-4321
福岡県介護保険広域連合 介護保険担当 遠賀支部 芦屋町役場 福祉課	遠賀郡芦屋町幸町2-20 電話：093-223-3536
福岡県介護保険広域連合 介護保険担当 遠賀支部 岡垣町役場 福祉課	遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1 電話：093-282-1211
福岡県介護保険広域連合 介護保険担当 鞍手支部 鞍手町役場 福祉人権課	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 電話：0949-42-2111
中間市役所 介護保険課	中間市中間1丁目1-1 電話：093-246-6283
直方市役所 健康長寿課 介護サービス係	直方市殿町7-1 電話：0949-25-2390

公的団体

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859
-----------------------------------	-------------------------------------

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明いたしました。

〈事業者〉 所在地 北九州市若松区畠田三丁目749番1

事業所名 ケアプランめぐり

〈説明者〉 氏名 印

私は契約書及び本書面により、居宅介護支援についての重要事項説明を事業者より受けました。  
又、サービス担当者会議などに於いて、介護サービスを作成に必要な個人情報を関係者に提示することを同意いたします。

〈利用者〉 住所

氏名 印

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

代筆理由 \_\_\_\_\_

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_